

## 渡辺復興大臣の福島県訪問ぶら下がり会見録

(平成31年3月30日(土) 12:23-12:27 於) ザ・セレクトン福島)

### 1. 発言要旨

本日、第18回目になります協議会が開催されました。

まず国から、復興の基本方針の見直しをはじめ、復興に向けた取組状況について報告をさせていただきました。

国からの報告の後、地元側の出席者と国側の出席者との間で、今後の復興施策に係る意見交換を行いました。その中で、復興庁の後継組織の設置や復興・創生期間後の財源の確保、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の対応や福島イノベーション・コースト構想の推進、風評被害対策等について、内堀知事をはじめ、多くの地元の皆様方から御要望をいただいたところでございます。

また、内堀知事からは、本日国から御説明した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、県としても国とともに取り組んでいきたいという御発言がございました。

本日は、地元側の出席者と国側の出席者との間で、真摯な意見交換が行われ、大変有意義な協議会となりました。地元からの御要望をしっかりと受けとめ、そして、今後の復興施策のあり方を検討してまいりたいと存じます。

### 2. 質疑応答

(問) 今、お話にあった福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展の青写真、主なポイントもこちらの資料には書いてありますけれども、どういうところを意識されてこれを今、骨子案をつくられたのか、そのあたりを改めて伺ってもよろしいでしょうか。

(答) まずは、この骨子案については、経済産業省が中心となって作り上げたものであります。産業をいかに発展させていくか、その青写真がやはり必要だということでございまして、特に、福島イノベーション・コースト構想、これを基軸としてどのような形で産業を発展させていくのかということが必要だと、前年、たしか内堀知事からの御要望があったというふうに思っております。それに従って青写真を今回提示したわけでありまして。

とりわけ、これは中期・長期的な視点に立って、浜通り地域を中心とした福島県の自立的・持続的な産業発展の姿を描こうとするものであります。

本日の協議会の議論を踏まえつつ、今後も地元をはじめ、関係者の意見を丁寧に伺いながら青写真の作成に向けたプロセスを進め

てまいりたいと存じております。

(問) 大臣として就任後、多分初めての協議会の御参加かと思えますけれども、今日、一連のいろいろな方々から御意見を伺って、例えば印象に残ったお言葉ですとか、お話とかというのは何かありましたでしょうか。

(答) 今回初めての私の参加でございました。初めての参加ということは、全ての人を取り上げた、例えば意見または要望、これは改めて新鮮な気持ちで受けとめさせていただきました。

特に、これからの問題として大事なものは、産業の育成、そして、風評の払拭、これが本当に大事だなということを感じさせていただきました。

私たちが、特に風評を払拭するためにはどうしたらいいか。今日はマスコミの皆さん方が大勢いらっしゃいますけれども、マスコミの皆さん方の御協力もいただかなければならないというふうに思っております。そして、その上で、私ども政務が積極的に在京の大使館を訪れて、福島の状態を知ってもらわなければならないということで、知ってもらう、食べてもらう、そして、来てもらう、その3点の観点から、今、積極的に活動をしているところであります。大使にお話をすることによって、諸外国に、それぞれの国に発信できていくのではないかとというふうに思っております。

(問) 先ほど示された産業発展の青写真なのですが、今後、今日の意見を踏まえて、具体的なより踏み込んだものをまとめていくと思うのです。そのスケジュールと、いつぐらいに公表されるのかなというものがあれば教えてください。

(答) 今の段階では申し上げる内容がございませんが、少なくとも、これ、中長期的な課題であるということは間違いございません。これは、経済産業省と連携しながら対応していくことになるというふうに思いますが、その中で、この青写真の骨子案をより具体的に、本日意見を伺った皆さん方の意向を踏まえた形で進めていくと思います。

(問) 今日、復興庁の後継組織についてのお話もあったと思うんですけれども、いろいろと課題が山積している中で、後継組織はどれぐらいの期間でもって組織を立ち上げるのが妥当だとお考えでしょうか。

(答) まず、客観的な事実を申し上げるならば、復興・創生期間というのは、あと2年強であります。したがって、復興庁の存在そのものは10年の期間ということで法律には定められております。したがって、その法律をどのような形で改正していくかという問題が生じてまいります。

そこで、少なくとも2年のうち、今年中には何らかの形を示す必要があります。それは今後の検討課題でありますけれども、おおむねの形を言うならば、今年中に方向性は、具体的なものは示していく必要があるのではないかなど、そのように思っております。

そして、何よりも後継組織の問題については、まず、基本方針の見直しをしました。その基本方針の見直しの中に明記しておりますことを具体的に進めていくというのは、これからの課題だというふうに思っております。

今言ったように、客観的な事実から言うならば、今年中に方向性、さまざまな課題についてもしっかりと示していかなければならない。そして、これは法律の改正にもつながるわけでありまして。こういった問題も踏まえていくと、そう長く時間がかかってはいけないとそのように思っております。

(問) 今のところとちょっと絡むのですが、地元から、やはり復興庁の後継組織の期待感が、今日も高まっているところを大臣も改めて認識できたと思いますが、このあたりをどのように考えていらっしゃいますか。

(答) いわゆる復興庁の存在というものは、あと2年強というところになりますけれども、復興・創生期間後の問題については、これを明記したことによって皆さん方に一つの安堵感というのがあったというふうに思っております。

それに応えていかなければなりませんので、先ほど申し上げたとおり、速やかにこれを検討していく、それが今の段階だというふうに思います。復興庁として、いわゆる基本方針の見直しをやったわけですが、その中の核となるのは、大臣を設置してもらいたい、それは、政治の責任とリーダーシップのもとで復興をなし遂げる組織だということと、さらには、総合調整をしてもらいたい、要するに、縦割りを配してもらいたいというのが基本的な皆様方の意向であります。これを明記させていただいたところでありまして、それは皆様方にとっては一つの安心材料というふうに思っております。

(以 上)